



りそな銀行アジアニュース

2020年4月22日
りそな銀行 国際事業部

【上海駐在員事務所】

「中国における新型コロナ対策の企業支援政策について」

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた業界及び企業の経営支援を目的として、中国当局は1月以来、一連の支援政策を打出しています。業種別の主な支援内容は以下の通りです。

内容	関連通達
<p>●金融関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 防疫重点保障企業(※)や被害度合いの高い零細企業に対し、無担保での資金支援を推奨する。 防疫重点保障企業への優遇金利による資金支援を強化する。中央政府が貸付実行金利の50%を補助する(補助期間:1年間)。 経営状況が悪化している零細企業または個人経営者に対し、金利優遇、返済猶予などを通じて積極的に支援する。 2020年1月25日以降期日到来となる貸付について、被害状況などに応じ、ロールオーバー等の方法により元本・金利の返済期日延長を認める。元本の返済期日は最長で2020年6月30日までとする。なお、被害状況など一定の条件を満たす場合においては、期日について個別に相談可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・財金 [2020] 3号 ・財金 [2020] 5号 ・銀保監弁発 [2020] 15号 ・銀保監発 [2020] 6号
<p>●税務関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 防疫重点保障企業(製造業)が生産能力拡大のために購入する設備について、その費用を一括して損金算入することを認める。 防疫重点保障企業(製造業)は、税務局に対して、月次で増値税(中国語:増値税増量留抵税額)の還付を申請することができる。 防疫重点保障物資の輸送に関する増値税を免税する。 大きな影響を受けた物流業、飲食業、宿泊業、旅行業について、2020年度に発生する欠損の繰越最大年数を5年から8年に延長する(要件:主要業務収入>収益総額の50%)。 公共交通・運送サービス、生活サービスおよび住民の生活用品の配達サービスによる所得について、増値税を免除する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・財政部 税務総局公告 2020年第8号 ・国家税務総局公告 2020年第4号
<p>●社会保険関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 2月以降、「三項社会保険」(養老、失業、労災)の企業負担分について、中小・零細企業の場合は免除(5ヵ月間)、大型企業の場合は、半額免除する(3ヵ月間)。湖北省企業については規模を問わず、「三項社会保険」の企業負担分を免除する(5ヵ月間)。 影響が深刻な企業は、社会保険料の支払猶予を申請することができる。猶予期間は原則として6ヵ月内で、猶予期間中は延滞金を徴収しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人社部発 [2020] 11号

※:対象範囲は、国家発展改革委員会、工業情報化部が決定する。(例:マスク、消毒液、医薬品関連メーカーまたはその原材料や機械メーカー等)

以上

照会先: 国際事業部 (東京)電話 03-6704-3791
(大阪)電話 06-6268-1907

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいませようお願い致します。

* 禁無断転載